カンボジア司法省。JICAの支援により、確実に人材が育っている

カンボジア
from CAMBODIA

復興への道筋を切り開くために

ポル・ポト政権時代の混乱とその後の内乱により、法律そのものも、法曹人材も失ってしまったカンボジア。復興を実現するための基盤を築くべく、JICAは10年以上にわたり、法整備支援を行っている。

ポル・ポト政権時代の負の遺産

2月初旬、東京・幡ヶ谷にあるJICA東京のセミナールームの一室。ホワイトボードに図を書きながら説明しているのは、日本の法曹界で長年の経験を有する実務家と法学者たちだ。

この日のテーマは、今まさに、JICAの支援によりカンボジアで起草が進められている「不動産登記関連の共同省令」。約10日間、研修のために来日したカンボジア司法省と国土管理都市計画建設省（以下、国土省）の職員たちが、熱心に質問を投げ掛けている。

1970年代後半、ポル・ポト政権時代に知識人が大量虐殺され、国内から〝法律家〟が一気に消えてしまったカンボジア。法律関係の文献もほとんどが焼失し、内戦が終わったころには、法律関係の人もモノも〝ゼロ〟に近い状態に―。まずは国連がかじを取り、憲法の制定が進められた。

しかし90年代に入っても、整備すべき法律や制度はまだまだ山積みの状態。そんな時、カンボジア司法省大臣は、隣国ベトナムで行われているJICAの法整備支援の評判を耳にする。

それは、援助国の〝押し付け〟ではなく、途上国と〝協調〟して起草を行うという日本独自の方法―。

「日本に学びながら国の法整備を強化していきたい」。そんな思いが強まった。

そこでJICAは99年、「法制度整備プロジェクト（フェーズ1）」を開始。数ある基本法の中でも、人々の暮らしや権利を守る「民法」「民事訴訟法」の整備に取りかかった。まずは、日本有数の学者やベテランの実務家による日本側の作業部会が、現地のJICA専門家と協働で、既存の法規範や現地の慣習も調査した上で法案を起草。これをカンボジア側と一条一条、協議・検討し、2003年には草案が完成した。

しかしもちろん、法律は起草して終わりではない。JICAはフェーズ2として、国会で法案を通過させるための法案説明や修正対応などの支援を継続。その成果が実り、07年までに民法、民事訴訟法の2つを成立させることができた。

寝る間も惜しんで日本に学ぶ

現在進行中のフェーズ3では、これら2つの法律を適切に運用するために付属法令の整備を支援。司法省とともに起草作業を進めている。

このフェーズの目玉は、草案の作成主体を、「日本側」から「カンボジア側」に移したこと。「最初から個別の条文を作成するのは難しい。まずは法令の枠組みや構成を理解してもらうために、カンボジア側に省令のアウトラインを作成してもらい、それを元に一緒に議論をしています」と弁護士の原田政佳JICA専門家。「より良い法律をつくりたい」。カンボジア側のメンバーたちは思いを一つにし、寝る間も惜しんで起草作業に励んでいるという。

今回、日本で研修が行われた「不動産登記関連の共同省令」も付属法令の一つ。「日本人は、生まれた時からさまざまな法律に守られています。私たちにとって法律はあって当たり前。でも、カンボジアにはそれがないのです」と司法書士の金武絵美子JICA専門家。すでに成立している民法で定められた「財産権」を守るためには、土地所有権を登記する制度など、まだまだ整備が必要なものがあるのだ。

さらに今回の研修中、カンボジアの不動産登記制度を大きく変えることとなるかもしれない、不動産登記簿の〝バインダー方式〟についても学んだ。「日本もかつてそうだったのですが、カンボジアの土地登記簿は〝本〟。1ページに一つの土地情報を記入するのですぐにいっぱいになってしまう。その都度、ページが飛ぶので情報がばらばらです。バインダー方式にすれば新しいページを差し込むことができ、見やすいし、分かりやすくなる」と金武専門家。まだそれほど不動産登記の件数は多くないが、民法が適用されると登記申請が増える可能性が高く、プロジェクトでは新しい制度を模索していた。東京法務局でバインダー方式の登記簿を目にし、司法省や国土省の職員もその有用性を確信したようだ。

「日本のような法体系に至るまでの道のりは長い。でも私たちは、JICAの支援を受けながら成長してきた。これからも彼らに学びながら、国の復興のために力を注ぎたい。私たちが死んでも法律は残るのですから」と、民法、民事訴訟法の起草にも携わってきた司法省のチャン・ソティアヴィ次官は意欲を燃やす。

カンボジアのすべての人が、平和の恩恵を感じられるように―。確立された法体系のもとに、そんな日が実現することを願う。

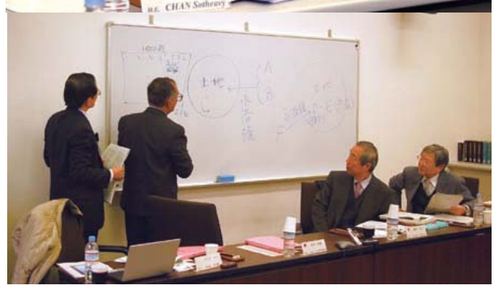

2月上旬に日本で行われた「不動産登記」の研修では、東京法務局や日本司法書士会連合会なども訪問。司法省のチャン・ソティアヴィ次官（写真上・左）と国土省のリム・ボアン顧問（写真上・右）は「日本の丁寧な法制度に見習いたい」と刺激を受けていた

現地では定期的に関係者らがミーティングを開催。カンボジア側の条文案をスライドに映しながら、一語一語、慎重に検討が進められている

JICAの支援によって成立した民法をより浸透させるために、フェーズ3で出版された解説書を現地の大学関係者に手渡すJICAカンボジア事務所の小林雪治次長（左）